

令和3年分
わかりやすい

年末 調整

実務の ポイント



公益財団法人
全国法人会総連合



**令和 3 年分
わかりやすい 年末調整実務のポイント
解説動画のご視聴について**

冊子の執筆者による解説動画をご覧いただくことができます。

スマートフォンなどで以下のQRコードを読み取るか、
または、「全法連動画チャンネル」で検索してご覧ください。

QRコード



※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

は じ め に

年末調整とは、給与の支払者が、給与の支払を受ける人（給与所得者）の各人ごとに、その年中に支給されることが確定した給与の総額について納めるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます）の年税額（年調年税額）を算出し、その年税額と毎月（日）の給与や賞与から源泉徴収していた所得税等の合計額との間に生じた差額について、その過不足額を精算する手続をいいます。

この差額が生ずる要因として、①給与等の税額表は年間を通して毎月（日）の給与の額に変動がないものとして作成されていますが、実際には昇給や残業手当により毎月の給与額が変動すること、②年の途中で控除対象扶養親族等の数が増減しても年初にさかのぼって再計算しないこと、③生命保険料控除、地震保険料控除等は年末調整の際に控除することなどがあります。

この年末調整により、多くの給与所得者は所得税等の納税が完結し、確定申告の必要がなくなることから、年末調整は給与所得者にとっても給与の支払者にとっても重要な手続といえます。

本冊子が、より適正・円滑な年末調整事務の一助になれば幸いです。

なお、本書の発行に当たっては、税理士の杉尾充茂先生にご執筆、ご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

公益財団法人 全国法人会総連合

目 次

I	昨年と比べて変わった点	3
	① 税務関係書類における押印義務の見直し	3
	② 給与所得者等の源泉徴収に関する申告書等の電子提出	3
	③ e-Tax による申請等の拡充	3
II	年末調整の手続	4
	① 年末調整の対象となる人	4
	② 年末調整の手順	5
III	年税額の計算のための準備	6
	① 申告書等の準備	6
	② 「扶養控除等（異動）申告書」の提出・記載内容の確認	7
	③ 「基礎控除申告書」の提出・記載内容の確認	20
	④ 「配偶者控除等申告書」の提出・記載内容の確認	22
	⑤ 「所得金額調整控除申告書」の提出・記載内容の確認	27
	⑥ 「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認	29
	⑦ 「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」の 提出・記載内容の確認	36
IV	令和 3 年分年税額の計算	42
V	徴収税額との精算	46
VI	年末調整の再調整	48

I

昨年と比べて変わった点

1 税務関係書類における押印義務の見直し



国税に関する法律に基づいて税務署長等に提出する申告書、申請書、届出書、調書その他の書類（以下「税務書類」といいます）について、令和3年4月1日以後に提出するものから原則として提出者等の押印は要しないこととされました。

なお、担保提供関係書類への押印義務等が法令上明確化されました。

2 給与所得者等の源泉徴収に関する申告書等の電子提出



給与の支払者が所轄税務署長の承認を受けている場合、給与所得者から源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます）を書面による提出に代えて電磁的方法により提出できることとされていましたが、令和3年4月1日以降、その承認手続等が廃止され、給与の支払者が次の要件を満たす場合には給与所得者等は源泉徴収に係る申告書の電子提出を行うことができることとされました。

- (1) 給与所得者等が行う電磁的方法による記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。
- (2) 給与所得者等から電磁的方法により提供を受けた記載事項について、その提供をした給与所得者等を特定するための必要な措置を講じていること。
- (3) 給与所得者等から電磁的方法により提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

(注) 1 上記(1)から(3)までの要件は改正前の要件と変更はありません。

- 2 電子提出の詳細については、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化及び年調ソフト等に関するFAQ」を参考にしてください。



3 e-Tax による申請等の拡充



税務署長等に対する申請等のうち e-Tax によりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができることとされました。

Ⅱ

年末調整の手続

1 年末調整の対象となる人

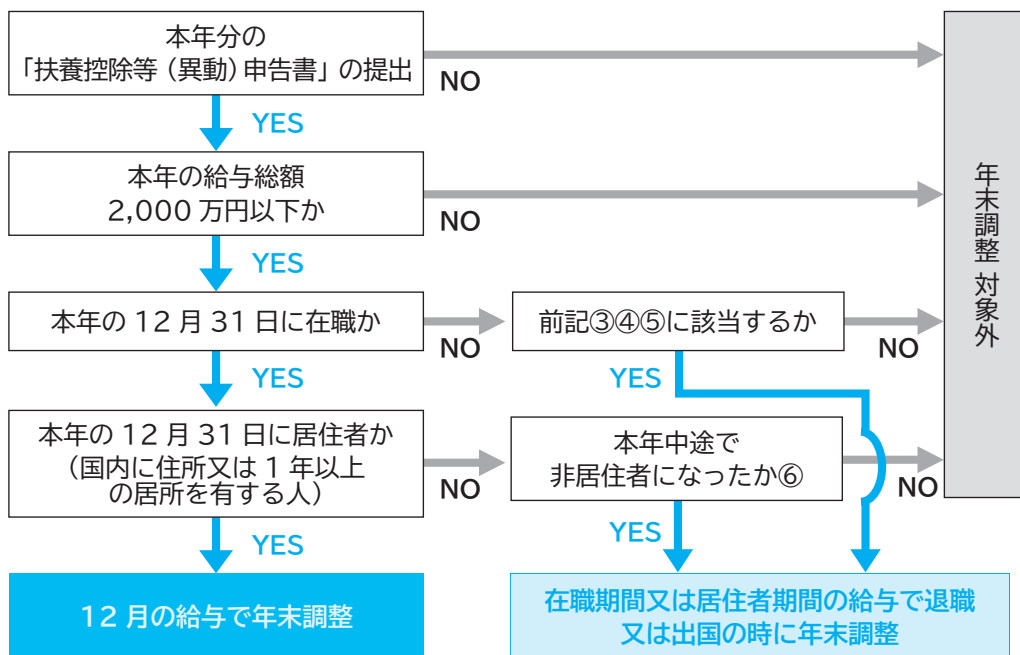


年末調整は、給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等（異動）申告書」といいます）」を提出した人のうち、原則としてその年の12月31日において勤務を継続している次の人（中途就職者を含みます）について行います。

年末調整の対象となる人

- ① その給与の支払者からその年最後（原則12月）の給与の支払を受ける人
- ② その給与の支払者からその年に支払を受ける給与の総額が2,000万円以下の人
また、年の途中で退職等した上記②に該当する人のうち、③から⑥の人について本年最後に支払う給与で年末調整を行います。
- ③ 本年の途中で死亡退職した人（死亡の日までに支給期の到来した給与）
- ④ 本年の途中で著しい心身の障害で退職した人でその退職の時期から見て本年中に再就職できないと見込まれる人
- ⑤ 12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職する人
- ⑥ 出国して非居住者になった人（居住者であった期間に支給期の到来した給与）

〔年末調整対象者の判定フロー〕

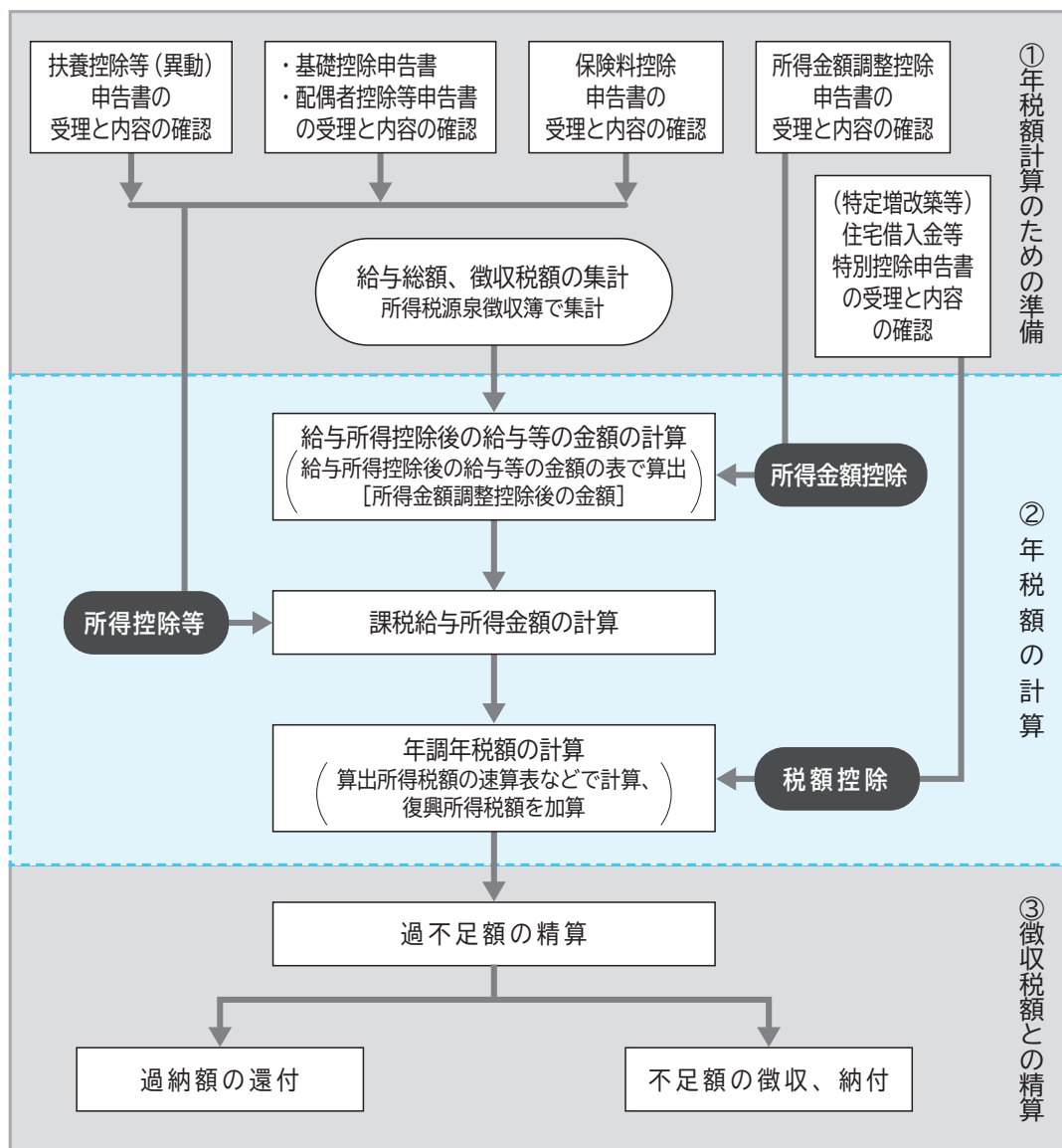


（注）中途就職者でその年中に前の給与の支払者に「扶養控除等（異動）申告書」を提出していた人は、その前の給与等の額を合計して年末調整をしなければなりません。

2 年末調整の手順



年末調整の事務は、以下のように、①年税額計算のための準備、②年税額の計算、③徴収税額との精算の手順で行います。



✓ 実務のポイントⅡ

- 給与の支払者は提出を受けた「扶養控除等(異動)申告書」などには、「マイナンバー」が記載されているかどうかを確認する必要があります。
- ただし、給与の支払者が「扶養控除等(異動)申告書」などに記載されるべき給与所得者本人や配偶者などの氏名及びマイナンバー等を記載した帳簿を備えている場合には、マイナンバーの記載は必要ありません。

Ⅲ

年税額の計算のための準備

年末調整に当たっては、まず、「扶養控除等（異動）申告書」などに基づいて各種の控除額を確定しなければなりません。ここでは、年末調整において、各種控除を受けるために必要な申告書の受理と内容の確認を行います。

1 申告書等の準備



✓ 実務のポイントⅢ - 1 / 申告書等の準備

- ☐ 申告書や源泉徴収票などは税務署からあらかじめ必要な部数の交付を受けます。
 なお、これらの様式は国税庁ホームページにも掲載されていますので、印刷して使用することもできます。

年末調整には、給与の支払を受ける者から「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、必要に応じて次の申告書の提出を受ける必要があります。

	申 告 書	控 除
①	令和３年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
②	令和３年分の給与所得者の基礎控除申告書	基礎控除
③	令和３年分の給与所得者の配偶者控除等申告書	配偶者控除、配偶者特別控除
④	令和３年分の所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除
⑤	令和３年分の給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除（申告分）、小規模企業共済等掛金控除（申告分）
⑥	令和３年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除

- （注） 1 上記①～⑤までの様式については、
 国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載されています。
 2 上記②、③、④は、３様式の兼用様式となっています。
 3 上記⑥の申告書については、控除を受けることとなる各年分のものが一括して税務署から所得者本人に送付されています。

なお、給与の支払者が受給者からこれらの申告書に記載すべき事項に関して電磁的方法による提供を受けるための一定の要件を満たしている場合には、書面による提供に代えて、電子提出とすることができます。

2 「扶養控除等(異動) 申告書」の提出・記載内容の確認



ここでは、「扶養控除等(異動) 申告書」が各人から提出されているか確認を行い、その申告書の提出を受けて、記載内容の確認を行っていきます。

■ 扶養控除等(異動) 申告書

令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書									
所轄税務署長等 旭町 税務署長 新宿 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社○○○○○	あなたの氏名 イマダ ユウイチ 今田 雄一	あなたの生年月日(年・月・日) 45年 10月 5日	世帯主の氏名 今田 雄一	あなたの個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所又は居所 (郵便番号)160-0000 東京都新宿区四谷5	あなたの配偶者の氏名 本人	配偶者の有無 (有)・無	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、○印を付けください。)
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生がいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。									
区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族(平成11.12.31現在)	全世帯主等(平成11.12.31現在)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和3年中に異動があった場合は、○印を付けてください。)	
イ	源泉控除対象配偶者(注1) イマダ ユウイチ 今田 優子	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	子	49・1・7		370,000 円	東京都新宿区四谷5		
B	控除対象扶養親族(16歳以上)(平18.1.1以降生)								
	イマダ ジュンイチ 今田 淳一	子	49・2・11	特定扶養親族	0 円	600,000 円	West Illinois Stree...USA		
	イマダ タクヤ 今田 卓也	子	17・3・8	特定扶養親族	0 円		東京都新宿区四谷5		
	イマダ リョウスケ 今田 亮介	父	18・5・7	特定扶養親族	300,000 円		東京都新宿区四谷5		
ハ	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生								
障害者	障害者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の項をお読みください。)		
障害者	障害者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	勤労学生	今田亮介、身体障害者3級、身体障害者手帳、平成27年4月10日交付		
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。									
他の所得者がD控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由	
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第37条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)									
16歳未満の扶養親族(平18.1.2以降生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象となる所得(令和3年中の国内扶養親族)	異動月日及び事由		
イマダ タイスケ 今田 大輔	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	19・10・12	東京都新宿区四谷5	0 円				

- イ 【A 源泉控除対象配偶者】欄の記載事項(13頁/実務のポイントⅢ-3(10)参照)
- B 【B 控除対象扶養親族】欄の記載事項(13頁/実務のポイントⅢ-3(10)参照)
- ハ 【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の記載事項(15頁/実務のポイントⅢ-4(4)、16頁/実務のポイントⅢ-5(3)、17頁/実務のポイントⅢ-6(3)参照)

✓ 実務のポイントⅢ-2/申告書の提出等

- 「扶養控除等(異動) 申告書」を提出できる人のすべてが申告書を提出していますか。
- 控除対象扶養親族は、扶養親族のうち年齢が16歳以上の方とされていますか。
- 本年中に就職等によって控除対象扶養親族などに異動があった人について、正しく異動申告書が提出されていますか。

〔「扶養控除等（異動）申告書」の受理〕

- ・ 給与の支払を受ける人は、原則として本年最初の給与の支払を受ける日の前日までに、源泉控除対象配偶者^{*1} や控除対象扶養親族の氏名等、本人が障害者や勤労学生等に該当することの事実等、また、同一生計配偶者^{*2} や扶養親族が障害者に該当する事実等をそれぞれ「扶養控除等（異動）申告書」に記載して、給与の支払者に提出することになっています。
- ・ 年末調整に当たっては、給与の支払者は、「扶養控除等（異動）申告書」が提出されているかどうか、また、この申告書が提出されている人については、記載されている事項に異動がないかどうか等の確認を行い、異動があった人でその異動の事実が漏れている人についてはその補正を求めます。
- ・ 「扶養控除等（異動）申告書」が提出されていない人については年末調整を行うことができず、また、月々（日々）の給与の支払の際の源泉徴収に当たっても「乙欄」が適用される（通常の場合より高額の所得税が徴収される）ことになりますので、十分注意してください。

*** 1 「源泉控除対象配偶者」とは**

所得者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限り）と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が 95 万円以下の人をいいます。

*** 2 「同一生計配偶者」とは**

所得者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が 48 万円以下の人をいいます。

✓ 実務のポイントⅢ - 3 / 控除対象扶養親族の確認

- ☐ 「扶養控除等（異動）申告書」に記載されている控除対象扶養親族は、所得金額要件などを満たしていますか。
- ☐ 控除対象扶養親族のうち年齢が19歳以上23歳未満の人について、特定扶養親族として申告されていますか。
- ☐ 老人扶養親族、同居老親等の申告は正しく行われていますか。
- ☐ 同一生計配偶者や控除対象扶養親族に該当しない16歳未満の扶養親族について、障害者や（同居）特別障害者に該当する人の申告漏れはないですか。
- ☐ 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について、親族関係書類及び送金関係書類は提出又は提示されていますか。

(1) 扶養親族

イ「生計を一にする」とは

「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありません。勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない場合であっても、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合や、勤務、修学等の余暇には家に帰って起居を共にすることを常例としている場合には、生計を一にするものとされます。

また、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

（注）青色事業専従者として給与の支払を受ける人や白色事業専従者を除きます。

- ロ「合計所得金額」が48万円以下であること（11頁／「(8) 合計所得金額」参照）
次の場合には、その人の本年分の合計所得金額が48万円以下になります。

- ① その人の所得が給与所得だけの場合には、本年の給与の収入金額が103万円以下
- ② その人の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合には、本年の公的年金等の収入金額が158万円（年齢65歳未満の人は108万円）以下
- ③ その人が家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人で、その人の所得がこれらの収入金額だけの場合には、本年中のこれらの収入金額が103万円以下

(2) 控除対象扶養親族

控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢が16歳以上の人（平成18年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

(3) 特定扶養親族

特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の人（平成11年1月2日から平成15年1月1日までの間に生まれた人）をいいます。

(4) 老人扶養親族

老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人（昭和27年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

(5) 同居老親等

同居老親等とは、老人扶養親族のうち、給与の支払を受ける人（所得者）又はその配偶者（以下「所得者等」といいます）の直系尊属（父母、祖父母など。以下「老親等」といいます）で、所得者等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

所得者等と同居を常況としているその老親等が、病気などの治療のため、入院していることにより一時的に別居している場合	同居老親等に該当
給与の支払を受ける人（所得者）が転勤したことに伴い住所を変更したため、その老親等が所得者等と別居している場合	同居老親等に非該当

(6) 非居住者である親族に係る扶養控除又は障害者控除等

非居住者である親族（以下、配偶者を含めて「国外居住親族」といいます）に係る扶養控除又は障害者控除、同一生計配偶者に係る障害者控除の適用を受ける場合には、「扶養控除等（異動）申告書」を提出する際に「親族関係書類」*³を提出又は提示することとされ、年末調整においては「送金関係書類」*⁴を提出又は提示（以下「提出等」といいます）することとされています。

(7) 控除対象扶養親族の控除額

控除対象扶養親族の控除額は、それぞれ次のとおりです。

① 一般の控除対象扶養親族 1人につき	38万円
② 特定扶養親族 1人につき	63万円
③ 同居老親等以外の老人扶養親族 1人につき	48万円
④ 同居老親等である老人扶養親族 1人につき	58万円

* 3 「親族関係書類」とは

親族関係書類とは、次のいずれかの書類をいいます。

- イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し
- ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限ります）

* 4 「送金関係書類」とは

送金関係書類とは、その年における次のいずれかの書類で、その非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要の都度行われたことを明らかにするものをいいます。

（注）国外居住親族が配偶者と子の場合、配偶者にまとめて生活費等を送金しているときは、その送金関係書類は控除対象配偶者に対する送金関係書類となりますので、子を控除対象扶養親族とするためにはその子への送金関係書類が別途必要となります。

- イ 金融機関が発行した書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類
- ロ いわゆるクレジットカード発行会社が発行した書類又はその写しで、その親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類

（8）合計所得金額

扶養親族とされるためには、その親族の合計所得金額が48万円以下であることが要件とされています。

合計所得金額は、純損失及び雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除適用前の総所得金額（①と②の合計額）に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

また、次に掲げる①所得税が課されない所得や、②源泉分離（選択）課税、又は確定申告をしないことを選択した所得などは含まれないこととされています。

① 所得税を課されない次のような所得

- イ 遺族の受ける恩給及び年金（死亡した人の生前の勤務に基づいて支給されるものに
限ります）
- ロ 生活用動産の売却による所得
- ハ 障害者等の利子非課税制度の適用を受ける利子
- ニ 雇用保険法の規定により支給される失業等給付（育児休業給付金を含みます）
- ホ 労働基準法の規定により支給される休業補償等

② 源泉分離課税又は確定申告をしないことを選択した次のような所得

- イ 利子所得のうち、源泉分離課税とされるもの及び確定申告をしないことを選択した利
子等
- ロ 配当所得のうち、源泉分離課税とされるもの及び確定申告をしないことを選択した配
当等
- ハ 源泉分離課税とされる一定の割引債の償還差益、定期積金の給付補填金等及び懸賞金
付預貯金等の懸賞金等
- ニ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしな
いことを選択したもの

（９）所得の種類・収入・必要経費の範囲等

所得は、その性質によって 10 種類（給与所得、事業所得、雑所得、配当所得…等）に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています。

「令和 3 年分 年末調整のしかた（国税庁 HP）」
（87 頁／〔参考〕所得の種類・収入・必要経費の範囲等）



(10) 「扶養控除等(異動) 申告書」の【A 源泉控除対象配偶者】【B 控除対象扶養親族】欄の記載事項

- ① 【A 源泉控除対象配偶者】の欄は、所得者本人の合計所得金額の見積額が900万円以下で、所得者本人と生計を一にする配偶者の合計所得金額が95万円以下である場合に記載します。なお、給与所得だけの場合、給与の収入金額が150万円以下であれば合計所得金額が95万円以下に該当します。
- ② 【B 控除対象扶養親族】の欄は扶養親族のうち年齢16歳以上の扶養親族がいる場合に該当します。
- ③ 「扶養親族」とは、所得者本人と生計を一にする親族等で合計所得金額が48万円以下の方です。
- ④ 年齢19歳以上23歳未満に該当する人がいる場合は「特定扶養親族」に ☒ チェックします。
- ⑤ 年齢70歳以上の扶養親族のうち同居老親等に該当する方がいる場合は「同居老親等」に ☒ チェックし、該当しない人は「その他」に ☒ チェックします。
- ⑥ 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に「非居住者である親族」欄に○を付け、「親族関係書類」の添付等(11頁／*3参照)が必要となります。また、「生計を一にする事実」に送金額等を追記し、「送金関係書類」(11頁／*4参照)を添付等します。

【A 源泉控除対象配偶者】①合計所得金額 95万円以下

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	本人扶養親族 (R27.1.1以降)	合計所得金額 (R27.1.1以降)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和5年1月1日現在)
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)	イマダ ユウコ 今田 優子	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	49・1・7		370,000 円	東京都新宿区四谷5	
主たる給付から 控除を受ける B 控除対象 扶養親族 (16歳以上) (R27.1.1以降)	イマダ ジュンイチ 今田 淳一	子	12・2・11	☒ 特定扶養親族	0 円	West Illinois Street...USA	
	イマダ タクヤ 今田 卓也	子	17・3・8	☐ 同居老親等 ☐ その他	600,000 円	東京都新宿区四谷5	
	イマダ リョウスケ 今田 亮介	父	18・5・7	☒ 同居老親等 ☐ 特定扶養親族 ☐ その他	300,000 円	東京都新宿区四谷5	
				☐ 同居老親等 ☐ 特定扶養親族 ☐ その他	円		

③合計所得金額 48万円以下

【B 控除対象扶養親族】
② 16歳以上の扶養親族

④ 19歳以上23歳未満
(特定扶養親族)

⑤同居老親等
70歳以上の扶養親族のうち所得者本人
又は配偶者のいずれかと同居している直
系尊属(父母や祖父母など)

⑥非居住者である親族

✓ 実務のポイントⅢ - 4 / 障害者の確認

- ☐ 申告されている障害者は、給与の支払を受ける人（所得者）本人ですか、その人の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する人ですか。
- ☐ 年齢 16 歳未満の扶養親族について、障害者等の控除漏れはありませんか。

(1) 障害者及び特別障害者の要件

障害者 …… 次のいずれかに該当する人
① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医から知的障害者と判定された人
③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
④ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人
⑤ 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人
⑧ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上（昭和 32 年 1 月 1 日以前に生まれた人）で、その障害の程度が上記の①、②又は④に該当する人と同程度であることの市町村長や福祉事務所長等の認定を受けている人
特別障害者 …… 次のいずれかに該当する人
① ⑥ ⑦ に該当する人
② のうち、重度の知的障害者と判定された人
③ のうち、障害等級が 1 級である者と記載されている人
④ のうち、障害の程度が 1 級又は 2 級の人
⑤ のうち、障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第三項症までの人
⑧ のうち、上記の①、②又は④に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村長等の認定を受けている人

(2) 同居特別障害者

同居特別障害者とは、特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族で、給与の支払を受ける人（所得者）、その配偶者又は給与の支払を受ける人（所得者）と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

(3) 国外居住親族

国外居住親族についても障害者控除が適用されます（10 頁／実務のポイントⅢ－3（6）参照）。

(4) 「扶養控除等（異動）申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の記載事項

「扶養控除等（異動）申告書」のC欄の障害者欄の該当する項目等にチェック又は人数を記載するとともに、「障害者又は勤労学生の内容」欄には氏名、障害の程度（障害の等級）、障害の状態または交付を受けている手帳などの種類、交付年月日などの記載を確認します。

また、障害者が同一生計配偶者又は扶養親族である場合には、併せてその人の氏名・同居の有無・個人番号・住所・生年月日・続柄・令和3年中の所得の見積額の記載を確認します。

同一生計配偶者

扶養親族

障害者又は勤労学生の内容（この欄の記載に当たっては、表面の「2. 記載についてのご注意」の8をお読みください。）

異動月日及び事由

障害者又は勤労学生に該当する事実やその人の氏名など

(5) 障害者控除額

障害者控除額は、次のとおりです。

① 一般の障害者	1 人につき	27 万円
② 特別障害者	1 人につき	40 万円
③ 同居特別障害者	1 人につき	75 万円

✓ 実務のポイントⅢ－5／ひとり親控除

- ☐ 令和2年度税制改正でひとり親控除が創設されました。
- ☐ 申告されているひとり親は、給与の支払を受ける人（所得者）本人ですか。
- ☐ 合計所得金額は500万円以下ですか。

(1) ひとり親控除の適用要件

ひとり親とは、給与の支払を受ける人自身が、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人をいいます。

- イ その所得者と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子に限ります）を有すること。
- ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ハ その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと（非事実婚要件）。

(2) 非事実婚要件とは

非事実婚要件とされる「その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと」とは、次に掲げる人がいないことをいいます。

- イ その所得者が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その所得者と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人
- ロ その所得者が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その所得者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

(3) 「扶養控除等（異動）申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の記載事項

「扶養控除等（異動）申告書」のC欄の「ひとり親」に ☒ チェックを付し、「障害者又は勤労学生の内容」欄は記載を要しません。

「ひとり親」に ☒ を付します。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 C	☐ 障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についての注意」をお読みください。)	異動月日及び事由
		一般の障害者		(A)	☒ ひとり親			
		特別障害者		(A)	☐ 勤労学生			
		同居特別障害者		(A)				
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。								

「ひとり親」についての記載は必要ありません。

(4) ひとり親控除額

ひとり親控除額は、35万円です。

☒ 実務のポイントⅢ - 6 / 寡婦控除

- ☐ 令和2年度税制改正で寡婦の要件が改正され、寡夫は廃止されました。
- ☐ 申告されている寡婦は、給与の支払を受ける人(所得者)本人ですか。
- ☐ 合計所得金額は500万円以下ですか。

(1) 寡婦控除の適用要件

寡婦は、給与の支払を受ける人自身が、次のいずれかに該当する人を行います。

- ① 夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 扶養親族を有すること。
 - ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
 - ハ その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。
- ② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 合計所得金額が500万円以下であること。
 - ロ その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

(2) 非事実婚要件とは

非事実婚要件とされる「その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと」とは、前記「実務のポイントⅢ - 5 (2)」に掲げる人(未届の夫等)を行います。

(3) 「扶養控除等(異動)申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の記載事項

「扶養控除等(異動)申告書」のC欄の「寡婦」に☒チェックを付し、「障害者又は勤労学生の内容」欄は記載を要しません。

「寡婦」に☒を付します。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
C	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	一般の障害者				(A) ☐ ひとり親	☒	☐ 勤労学生		
		特別障害者				(A) ☐				
		同居特別障害者				(A) ☐				

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

「寡婦」についての記載は必要ありません。

(4) 寡婦控除額

寡婦控除額は、27万円です。

✓ 実務のポイントⅢ - 7 / 勤労学生

- ☐ 申告されている勤労学生は給与の支払を受ける人（所得者）本人ですか。
- ☐ 専修学校や各種学校の生徒又は職業訓練法人の訓練生である人については、「扶養控除等（異動）申告書」に、文部科学大臣や厚生労働大臣の証明書の写しと学校長や職業訓練法人の代表者の発行する在学証明書などが添付されていますか。

(1) 勤労学生控除の適用要件

勤労学生控除は、給与の支払を受ける人自身が勤労学生に該当する場合にだけ受けられます。この場合の勤労学生とは、次に掲げる学生、生徒又は訓練生に該当する人で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます）のある人のうち、合計所得金額が75万円以下の人をいいます。ただし、給与所得等以外の所得の金額が10万円以下であることが必要です。

- ① 学校教育法第 1 条に規定する学校(大学、高等専門学校、高等学校など)の学生、生徒など
- ② 国、地方公共団体、学校法人、私立学校法第 3 条に規定する学校法人、同法第 64 条第 4 項の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずる一定の法人の設置した専修学校や各種学校の生徒で、一定の要件に該当する課程を履修している人
- ③ 職業訓練法人が行う認定職業訓練を受ける訓練生で、一定の要件に該当する課程を履修する人

(2)「扶養控除等(異動)申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の記載事項

「扶養控除等（異動）申告書」のC欄の「勤労学生」にチェックを付し、「障害者又は勤労学生の内容」欄には学校名・入学年月日・令和3年中の所得の種類とその見積額の記載を確認します。

「勤労学生」に ☒ を付します。

障害者、高齢者 ひとり親又は 勤労学生	☐ 障害者	区分 一般の障害者 特別障害者 同席特別障害者	本人 同一生 配偶者(注2)	扶養親族 (注1)	☐ 寡 婦 ☒ ひきこ り親 ☒ 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容に於ける記載に当たっては、裏面の「2. 記載についてのご注意」の項をお読みください。 異動月日及び事由
	上の該当する項目及び欄にチェックをつけ、(注1)に該当する扶養親族の人数を記入してください。					(注1) 課税対象扶養親族とは、所得者(令和3年中の)の所得見込額が900万円以下の人に限ります。と生計を共にする配偶者(青色申告承認を受けて給与の支払を受ける人)及び自営事業従事者(青色申告承認を受けて給与を支払う人)と、令和3年中の所得見込額が900万円以下の人になります。 (注2) 同一生計配偶者とは、所得者(令和3年中の)の所得見込額が900万円以下の人に限ります。と生計を共にする配偶者(青色申告承認を受けて給与を支払う人)及び自営事業従事者(青色申告承認を受けて給与を支払う人)と、令和3年中の所得見込額が900万円以下の人になります。

「障害者又は勤労学生の内容」欄には学校名・入学年月日・
令和 3 年中の所得の種類とその見積額

(3) 勤劳学生控除額

勤労学生控除額は、27 万円です。

✓ 実務のポイントⅢ - 8 / 控除対象扶養親族等の判定の時期

- 控除対象扶養親族、障害者、ひとり親、寡婦、勤労学生に該当するかどうかは、原則としてその年の12月31日の現況により判定します。

控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは年末調整を行う日の現況により判定しますが、その判定の要素となる合計所得金額は年末調整を行う日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢等はその年の12月31日の現況により判定します。ただし、その人が年途中で死亡したときは、その死亡の時の現況により判定することになっています。

(注) 所得者が年途中で死亡し又は出国をしたことにより年末調整をする場合の配偶者や親族について、その所得者と生計を一にしていたかどうかはその死亡又は出国の時の現況により、合計所得金額は死亡又は出国の時の現況により見積もったその年の1月1日から12月31日までの見積額によります。

✓ 実務のポイントⅢ - 9 / 「扶養控除等（異動）申告書」の控除額の計算

- 配偶者控除額や控除対象扶養控除額などの控除額の合計額は、「令和3年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を用いて算出できます。

「扶養控除等（異動）申告書」の内容の確認が終わったら、その申告書に記載されている控除対象扶養親族及び障害者等の控除額の合計額は「令和3年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を用いて算出できます。

[令和3年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表]

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額				
人数	控 除 額		控 除 額	
1人	380,000円	6人	2,280,000円	
2人	760,000円	7人	2,660,000円	
3人	1,140,000円	8人	7人を超える1人につき 380,000円を2,660,000円 に加えた金額	
4人	1,520,000円			
5人	1,900,000円			
② の控除額の加算額 障害者等がいる場合	イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合		1人につき	750,000円
	□ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる（人がいる）場合		1人につき	400,000円
	ハ 一般の障害者、寡婦又は勤労学生に当たる（人がいる）場合		左の一に該当するとき 各	270,000円
	ニ 所得者本人がひとり親に当たる場合			350,000円
	ホ 同居老親等に当たる人がいる場合		1人につき	200,000円
	ヘ 特定扶養親族に当たる人がいる場合		1人につき	250,000円
	ト 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合		1人につき	100,000円

- (注) 1 控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります。
 2 控除対象配偶者は「①」欄の控除対象扶養親族の数には含めません。
 3 同一生計配偶者に係る障害者控除は、「②」欄に含めて計算します。
 4 基礎控除額及び配偶者（特別）控除額は、それぞれ「基礎控除申告書」及び「配偶者控除等申告書」により求めます。

③ 「基礎控除申告書」の提出・記載内容の確認



ここでは、「基礎控除申告書」が各人から提出されているか確認を行い、その申告書の提出を受けて、記載内容の確認を行っていきます。

✓ 実務のポイントⅢ - 10 / 申告書の提出等

- 「基礎控除申告書」は、控除の適用を受けようとする人から年末調整をする時まで提出を受けていますか。
- 合計所得金額が 2,500 万円を超える場合には基礎控除の適用はありません。

■ 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) **〇〇〇〇株式会社** (フリガナ) **イチカワ ヒロシ** 記載のしなはこはら
 勤 町 給与の支払者の住所 2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8 市川 浩 市川 浩
 税務署長 給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区三番町100 あなたの住所 東京都世田谷区三軒茶屋100

～記載に当たっての注意～
 ◎「基礎控除申告書」(「配偶者控除等申告書」)については、次の場合に宛てて記載してください。
 1. あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の所得金額の見積額が12万円以下である場合は、「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」を併せて提出してください。
 2. 上記1以外かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみを提出してください。
 ◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に提出してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が60万円以下である場合は、「所得金額調整控除申告書」の「※欄」の欄を空欄にします。なお、該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆
 ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000

 ○ 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
900万円以下 (A)		
900万円超 950万円以下 (B)		
950万円超 1,000万円以下 (C)		
1,000万円超 2,400万円以下		
2,400万円超 2,450万円以下		
2,450万円超 2,500万円以下		

 基礎控除の額 **480,000**

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆
 ○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		400,000

 ○ 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
48万円以下かつ年齢70歳以上 (※27.1.1以前生)		
48万円以下かつ年齢70歳未満		
48万円超95万円以下		
95万円超133万円以下		

 配偶者控除の額 **380,000**

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が80万円以下の場合は、記載する必要はありません。
 ○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「※扶養親族等」欄及び「※特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、1人1人別記を記載することによって記述をお願いします)。
 ① 要件: 欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付けて記載をすることで差し支えありません。
 ② 年末調整における所得金額調整控除の適用については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要 ① あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載) 扶養親族等 ② 同一生計配偶者 (右の★欄及び★欄を記載) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 ③ 扶養親族が年齢20歳未満(平11.1.1以後生) (右の★欄のみを記載) 扶養親族の氏名 ④ 扶養親族が年齢20歳未満(平11.1.1以後生) (右の★欄のみを記載) 扶養親族の氏名

件 ⑤ 同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者等)として給与を支払う人及び白色事業専従者等)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が100万円以下)の人をいいます。

- ① 給与所得者の基礎控除申告書 (21 頁／実務のポイントⅢ - 10 (4) 参照)
- ② 給与所得者の配偶者控除等申告書 (22 頁／実務のポイントⅢ - 11 (1) 参照)
- ③ 所得金額調整控除申告書 (27 頁／実務のポイントⅢ - 18 (2) 参照)

(1)「基礎控除申告書」の記載内容の確認

基礎控除は、年末調整の際に「基礎控除申告書」に基づいて控除することになっていきますから、控除の適用を受けようとする人から年末調整を行う時まで「基礎控除申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

(2) 合計所得金額により適用を判定

基礎控除は所得者の合計所得金額により適用の有無や控除額が異なります。その人の給与等の収入金額が年末調整の対象となる 2,000 万円以下であっても、他の所得金額を含めた合計所得金額により適用を判定します。

(3) 基礎控除額

基礎控除額は所得者の合計所得金額により、右の表の額となります。

所得者の合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	適用なし

(4)「基礎控除申告書」の「○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄の記載

「基礎控除申告書」の「○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄に所得金額を記載し、その合計所得金額を基に「○控除額の計算」欄の該当欄にチェックして基礎控除額を求めます。

なお、「区分Ⅰ」の合計所得金額 1,000 万円以下の所得者について、その金額に従って A、B 又は C を記載し、「配偶者控除等申告書」を記載する際に使用します。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		6,973,000 円

○ 控除額の計算

判定	控除額
☒ 900 万円以下 (A)	48 万円
☐ 900 万円超 950 万円以下 (B)	
☐ 950 万円超 1,000 万円以下 (C)	
☐ 1,000 万円超 2,400 万円以下	
☐ 2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
☐ 2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円

区分Ⅰ
A
(左の A～C を記載)

基礎控除の額
480,000 円

※ この内訳は、計算書等に参考に記載してください。

右の設例では、「○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄が 6,973,000 円となっているので、「○控除額の計算」の「判定」欄の「900 万円以下 (A)」に ☒ チェックを入れます。また、「基礎控除の額」の欄には 480,000 円と記載します。

【給与所得金額の計算】

- ① 給与所得控除後の金額 $8,970,000 \text{ 円} - 1,950,000 \text{ 円} = 7,020,000 \text{ 円}$
(44 頁／表「給与所得金額の計算方法」参照)
- ② 所得金額調整控除額 $(8,970,000 \text{ 円} - 8,500,000 \text{ 円}) \times 10\% = 47,000 \text{ 円}$
(28 頁／「(4) 所得全額調整控除額」参照)
- ③ 所得金額調整控除後の給与所得金額 $7,020,000 \text{ 円} - 47,000 \text{ 円} = 6,973,000 \text{ 円}$

4 「配偶者控除等申告書」の提出・記載内容の確認



✓ 実務のポイントⅢ - 11 / 申告書の提出等

- 「配偶者控除等申告書」は、生計を一にする配偶者について配偶者（特別）控除の適用を受けようとする人から年末調整をする時までに提出を受けていますか。

(1) 「配偶者控除等申告書」の記載内容の確認

配偶者控除又は配偶者特別控除は、年末調整の際に「配偶者控除等申告書」に基づいて控除することになっていますから、控除の適用を受けようとする人から年末調整を行う時までに「配偶者控除等申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

「配偶者控除等申告書」に配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・個人番号・生年月日等を記載（下記①）し、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の合計額を基に配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額を計算します。

なお、所得者の合計所得金額の見積額は、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」を使用します（下記②）。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

①

配偶者の氏名 (フリガナ) イチカワ キョウコ 市川 京子	配偶者の個人番号 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1 2 2	配偶者の生年月日 明・大 昭・平 53 年 10 月 12 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		非居住者である配偶者
生計を一にする事実		

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額 (裏面「4(1)」を参照)
(1) 給与所得	950,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 400,000 円

判定

☒ 48万円以下かつ年齢70歳未満 (2)

☐ 48万円超95万円以下 (3)

☐ 95万円超133万円以下 (4)

配偶者控除 (1)

配偶者特別控除 (4)

区分Ⅱ ② (上の①～④を記載)

○ 控除額の計算

区分Ⅱ		④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額) (*印の金額))							
		95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下
区分Ⅰ	A	18万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円
摘要		配偶者控除		配偶者特別控除					

配偶者控除の額 380,000 円

配偶者特別控除の額 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

【配偶者の給与所得金額の計算】

950,000 円 - 550,000 円 = 400,000 円 (44 頁／表「給与所得金額計算方法」参照)

(2) 合計所得金額により適用を判定

配偶者控除又は配偶者特別控除は、所得者及びその配偶者の合計所得金額により適用の有無や控除額が異なります。

(3) 配偶者控除及び配偶者特別控除が適用できない場合

控除対象配偶者又は生計を一にする配偶者が提出した公的年金等の「扶養親族等（異動）申告書」に源泉控除対象配偶者として記載された所得者は、その所得者の年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

また、所得者の配偶者が、給与等や公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けている場合（その配偶者がその年分の所得について、年末調整において配偶者特別控除の適用を受けなかった場合又は確定申告書の提出をして配偶者特別控除の適用を受けなかった場合を除きます）には、その所得者は、その年分の所得税の確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができません。

(4) 非居住者である配偶者に係る配偶者控除等の適用を受ける場合

非居住者である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「配偶者控除等申告書」にその旨を記載した上、その申告書に親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示することとされています（10 頁／実務のポイントⅢ－3（6）参照）。

なお、「扶養控除等（異動）申告書」を提出する際に、非居住者である配偶者に係る親族関係書類を提出又は提示している場合には親族関係書類は不要です。

実務のポイントⅢ－12／控除対象配偶者の確認

- ☐ 給与の支払を受ける人の合計所得金額が 1,000 万円を超えていませんか。
- ☐ 配偶者の合計所得金額は 48 万円以下ですか。
- ☐ 配偶者が他の所得者の扶養親族とされていませんか。また、青色事業専従者等に該当しませんか。

(1) 給与の支払を受ける人の合計所得金額と控除額

配偶者控除は給与の支払を受ける人の合計所得金額が 900 万円以下の場合に 38 万円の控除を受け、900 万円超 1,000 万円以下の場合には控除額が減少します。

合計所得金額が 1,000 万円以下であるためには、その人の所得が給与所得だけの場合には、本年の給与の収入金額が 1,195 万円（所得金額調整控除の適用がある場合は 1,210 万円）以下となります。

(2) 控除対象配偶者の判定

控除対象配偶者の判定に当たっては、次の点に注意します。

- ① 配偶者（婚姻届が提出されている人に限られますので、いわゆる内縁関係の人は含まれません）が給与の支払を受ける人の控除対象配偶者となるためには、その給与の支払を受ける人と生計を一にし、かつ、本年分の合計所得金額が48万円以下でなければなりません。

次の場合には、配偶者の本年分の合計所得金額が48万円以下になります。

- | |
|---|
| イ その人の所得が給与所得だけの場合には、本年の給与の収入金額が103万円以下 |
| ロ その人の所得が公的年金等だけの場合には、本年の公的年金等の収入金額が158万円（年齢65歳未満の人は108万円）以下 |
| ハ その人が家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人で、その人の所得がこれらの収入金額だけの場合には、本年中のこれらの収入金額が103万円以下 |

- ② 給与の支払を受ける人と生計を一にする配偶者やその他の親族であっても、青色事業専従者として給与の支払を受ける人や白色事業専従者は控除対象者から除かれます。

(3) 老人控除対象配偶者

老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上の人をいい、昭和27年1月1日以前に生まれた人となります。

(4) 配偶者特別控除と配偶者控除の適用

配偶者特別控除の適用を受けている人は配偶者控除の適用を受けることはできません。

✓ 実務のポイントⅢ - 13 / 判定の時期

- 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当するかどうかは、原則としてその年の12月31日の現況により判定します。

所得者の控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定します。その判定の要素となる合計所得金額は年末調整を行う日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢等はその年の12月31日の現況により判定します。ただし、年の途中で死亡した配偶者についてはその死亡の時の現況によることとされています。

(注) 所得者が年の途中で死亡し又は出国をしたことにより年末調整をする場合の配偶者について、その居住者と生計を一にしていたかどうかはその死亡又は出国の時の現況により、合計所得金額は死亡又は出国の時の現況により見積もったその年の1月1日から12月31日までの見積額によります。

✓ 実務のポイントⅢ - 14 / 配偶者控除額の確認

- 配偶者控除額は、給与の支払を受ける人の合計所得金額に応じて控除額が異なりますので、控除額が正しく計算されているかどうか確認します。

配偶者控除額は、「配偶者控除等申告書」に記載された給与の支払を受ける人及び配偶者の合計所得金額を基に計算をすることとされており、次の表の金額となります。

	所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの 場合の給与等の 収入金額
	900万円以下 〔1,095万円以下〕	900万円超 950万円以下 〔1,095万円超 1,145万円以下〕	950万円超 1,000万円以下 〔1,145万円超 1,195万円以下〕	
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	103万円以下
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	

(注) 所得金額調整控除の適用がある場合の給与等の収入金額(〔 〕内の金額)は、それぞれの金額に15万円を加算した金額になります。

✓ 実務のポイントⅢ - 15 / 配偶者特別控除額の確認

- 給与の支払を受ける人の合計所得金額は1,000万円を超えていませんか。
□ 配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下ですか。
□ 配偶者が他の所得者の扶養親族とされていませんか。また、青色事業専従者等に該当していませんか。

(1) 給与の支払を受ける人の合計所得金額と控除額

配偶者特別控除は給与の支払を受ける人(所得者)の合計所得金額が900万円以下で配偶者の合計所得金額が48万円超95万円以下の場合に38万円の控除を受け、所得者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合には控除額が減少します。

(2) 控除対象配偶者以外の配偶者が対象

この控除は、控除対象配偶者以外の配偶者がその対象とされ、その配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合に限って適用されることになっているので、配偶者の所得が給与所得だけの場合には、その収入金額が 103 万円超 201 万 6 千円未満のときに、この控除を受けることができます。

(3) いずれか一方の配偶者に適用

夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

✓ 実務のポイントⅢ - 16 / 特別控除額の確認

- 配偶者特別控除額は、給与の支払を受ける人及びその配偶者の合計所得金額に応じて控除額が異なりますので、控除額が正しく計算されているかどうか確認します。

配偶者特別控除額は、「配偶者控除等申告書」に記載された給与の支払を受ける人及び配偶者の合計所得金額を基に計算することとされており、次の表の金額となります。

配偶者の 合計所得金額	所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の給与等の収入金額
	900 万円以下 〔1,095 万円以下〕	900 万円超 950 万円以下 〔1,095 万円超 1,145 万円以下〕	950 万円超 1,000 万円以下 〔1,145 万円超 1,195 万円以下〕	
48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,903,999 円以下
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,903,999 円超 1,971,999 円以下
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
133 万円超	0 万円	0 万円	0 万円	2,015,999 円超

(注) 所得金額調整控除の適用がある場合の給与等の収入金額(〔 〕内の金額)は、それぞれの金額に 15 万円を加算した金額になります。

5 「所得金額調整控除申告書」の提出・記載内容の確認



✓ 実務のポイントⅢ - 17 / 申告書の提出等

- ☐ 「所得金額調整控除申告書」は、子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（以下「所得金額調整控除（子ども等）」といいます）の適用を受けようとする人から年末調整をする時まで提出を受けていますか。
- ☐ 所得金額調整控除額は給与の支払者が計算します。

(1) 「所得金額調整控除申告書」の記載内容の確認

所得金額調整控除（子ども等）は、年末調整の際に「所得金額調整控除申告書」の提出を受けて控除することになっていますから、控除の適用を受けようとする人から年末調整の時までに「所得金額調整控除申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

(2) 所得金額調整控除額の計算

給与の支払者は、提出された「所得金額調整控除申告書」の内容を基に所得金額調整控除額を計算します。

✓ 実務のポイントⅢ - 18 / 申告書の記載内容の確認と控除額

- ☐ 給与の支払を受ける人の給与の収入金額が 850 万円を超えていますか。
- ☐ 共働き世帯の所得者について扶養親族等の判定に誤りはないですか。

(1) 所得金額調整控除（子ども等）の適用を受ける要件

所得金額調整控除は、給与等の収入金額が 850 万円を超える所得者で次に該当する人に適用されます。

- | |
|------------------------|
| ① 所得者が特別障害者である人 |
| ② 特別障害者である同一生計配偶者を有する人 |
| ③ 特別障害者である扶養親族を有する人 |
| ④ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する人 |

(2) 「所得金額調整控除申告書」への記載

「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄（次頁 [1](#)）にチェックし、その内容に従って「☆扶養親族等」欄に氏名等（次頁 [2](#)）、「★特別障害者」欄に障害の状態又は交付を受けた手帳などの交付日、障害の程度等の特別障害者に該当する事実を記載します（次頁 [3](#)）（「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合は「扶養控除等（異動）申告書のとおり」と記載して差し支えありません）。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記

一 調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」に該当する項目にチェックを付け、その項目に
を記載することで差し支えありません。
「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件に
調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算

二 エックを付け記載をすることで差し支えあ
、この申告書に所得金額調整控除の額

八

左記の者の生年月日
昭和 17 年 5 月 20 日

左記の者の左記の者の合計
あなたとの親類 所得金額(見聞額)
子 0 円

★ 特別障害者に該当する事実
(裏面「3-2(4)」を参照)
☐ 扶養控除等申告書のとおり

要件

☐ あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)

☐ 同一生計配偶者^(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)

☐ 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)

☐ 扶養親族が年齢23歳未満(平成11.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)

扶養親族等
同一生計配偶者又は扶養親族の氏名
(フリガナ)
イチカワ ショウタ
市川 翔太

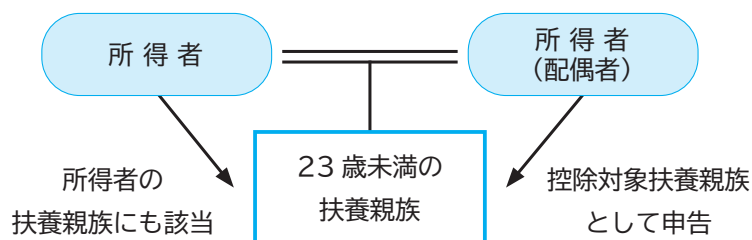
(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き

以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

(3) 共働き世帯における適用

共働き世帯の子のように同一世帯に2人以上の所得者がいる場合の扶養親族に該当する人は、扶養控除の適用において扶養親族はいずれか1人の所得者の控除対象扶養親族とされますが、所得金額調整控除の適用においては双方の所得者の扶養親族に該当します。このため、扶養控除とは異なり扶養親族が年齢23歳未満の子が1人であっても双方の所得者(夫婦)が所得金額調整控除の適用を受けることができます。

また、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族について、2人以上の所得者がいる場合にも同様に取り扱われます。



(4) 所得金額調整控除額

給与の支払者は、申告書の内容が適用要件を満たしていることを確認し、所得金額調整控除額を計算して、給与所得控除後の給与等の金額から所得金額調整控除額を控除します。

$$(\text{給与等の収入金額} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = \text{所得金額調整控除額}$$

(1,000 万円限度) (最高 15 万円・1 円未満の端数切上げ)

(5) 判定の時期

年齢23歳未満の扶養親族を有するかどうかなどの判定は、「所得金額調整控除申告書」を提出する日の現況により判定することとなります。なお、その判定の要素となる合計所得金額については、その申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額によることとなり、その判定の要素となる年齢については、その年の12月31日(その申告書を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時)の現況によることとなります。

6 「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認



✓ 実務のポイントⅢ - 19 / 申告書の提出等

□ 「保険料控除申告書」は、保険料控除の適用を受けようとする人から年末調整をする時までに提出を受けていますか。

「保険料控除申告書」の記載内容の確認

生命保険料控除等各種の保険料控除は、「保険料控除申告書」に基づいて控除することになっていますから、年末調整を行う時までに「保険料控除申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

(注) 令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除に係る控除証明書等について、勤務先へ電子データにより提供できるなど年末調整手続の電子化ができるようになりました。電子化を行う場合、所得者は保険会社等から控除証明書等を、給与の支払者は所得者から保険料控除申告書等を電子データにより受領するシステムを準備する必要があります。

■ 保険料控除申告書

令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 麹町	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇〇	(フリガナ) アサダ シンジ	あなたの氏名 浅田 伸治
給与の支払者の法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所 東京都千代田区霞が関3	あなたの住所 東京都練馬区練馬100	記録のしるしはこちら

保険会社等 の名称	保険等 の種類	保険等 の期間	保険等の 受取人	あなたの 区分	保険料 (円)
〇〇生命	養老	10年	浅田伸治	妻	25,000
〇〇生命	養老	10年	同上	同上	80,000
(a)の合計額 105,000					
(b)の合計額 105,000					
(c)の合計額 105,000					
(d)の合計額 105,000					
(e)の合計額 105,000					
(f)の合計額 105,000					
(g)の合計額 105,000					
(h)の合計額 105,000					
(i)の合計額 105,000					
(j)の合計額 105,000					
(k)の合計額 105,000					
(l)の合計額 105,000					
(m)の合計額 105,000					
(n)の合計額 105,000					
(o)の合計額 105,000					
(p)の合計額 105,000					
(q)の合計額 105,000					
(r)の合計額 105,000					
(s)の合計額 105,000					
(t)の合計額 105,000					
(u)の合計額 105,000					
(v)の合計額 105,000					
(w)の合計額 105,000					
(x)の合計額 105,000					
(y)の合計額 105,000					
(z)の合計額 105,000					

保険会社等 の名称	保険等 の種類	保険等 の期間	保険等の 受取人	あなたの 区分	保険料 (円)
××火災	地震 (建物)	5年	浅田伸治	本人	42,000
△△火災	積立 傷害	20年	浅田伸治	本人	14,800
(a)の合計額 56,800					
(b)の合計額 56,800					
(c)の合計額 56,800					
(d)の合計額 56,800					
(e)の合計額 56,800					
(f)の合計額 56,800					
(g)の合計額 56,800					
(h)の合計額 56,800					
(i)の合計額 56,800					
(j)の合計額 56,800					
(k)の合計額 56,800					
(l)の合計額 56,800					
(m)の合計額 56,800					
(n)の合計額 56,800					
(o)の合計額 56,800					
(p)の合計額 56,800					
(q)の合計額 56,800					
(r)の合計額 56,800					
(s)の合計額 56,800					
(t)の合計額 56,800					
(u)の合計額 56,800					
(v)の合計額 56,800					
(w)の合計額 56,800					
(x)の合計額 56,800					
(y)の合計額 56,800					
(z)の合計額 56,800					

保険会社等 の名称	保険等 の種類	保険等 の期間	保険等の 受取人	あなたの 区分	保険料 (円)
〇〇生命	〇〇年金	30年	浅田伸治	本人	90,000
〇〇生命	〇〇年金	30年	同上	同上	30,000
(a)の合計額 120,000					
(b)の合計額 120,000					
(c)の合計額 120,000					
(d)の合計額 120,000					
(e)の合計額 120,000					
(f)の合計額 120,000					
(g)の合計額 120,000					
(h)の合計額 120,000					
(i)の合計額 120,000					
(j)の合計額 120,000					
(k)の合計額 120,000					
(l)の合計額 120,000					
(m)の合計額 120,000					
(n)の合計額 120,000					
(o)の合計額 120,000					
(p)の合計額 120,000					
(q)の合計額 120,000					
(r)の合計額 120,000					
(s)の合計額 120,000					
(t)の合計額 120,000					
(u)の合計額 120,000					
(v)の合計額 120,000					
(w)の合計額 120,000					
(x)の合計額 120,000					
(y)の合計額 120,000					
(z)の合計額 120,000					

保険会社等 の名称	保険等 の種類	保険等 の期間	保険等の 受取人	あなたの 区分	保険料 (円)
(a)の合計額 120,000					
(b)の合計額 120,000					
(c)の合計額 120,000					
(d)の合計額 120,000					
(e)の合計額 120,000					
(f)の合計額 120,000					
(g)の合計額 120,000					
(h)の合計額 120,000					
(i)の合計額 120,000					
(j)の合計額 120,000					
(k)の合計額 120,000					
(l)の合計額 120,000					
(m)の合計額 120,000					
(n)の合計額 120,000					
(o)の合計額 120,000					
(p)の合計額 120,000					
(q)の合計額 120,000					
(r)の合計額 120,000					
(s)の合計額 120,000					
(t)の合計額 120,000					
(u)の合計額 120,000					
(v)の合計額 120,000					
(w)の合計額 120,000					
(x)の合計額 120,000					
(y)の合計額 120,000					
(z)の合計額 120,000					

- イ** 生命保険料控除 (32 頁／実務のポイントⅢ - 22 参照)
- ロ** 地震保険料控除 (34 頁／実務のポイントⅢ - 23 参照)
- ハ** 社会保険料控除 (30 頁／実務のポイントⅢ - 20 参照)
- ニ** 小規模企業共済等掛金控除 (31 頁／実務のポイントⅢ - 21 参照)

✓ 実務のポイントⅢ - 20 / 社会保険料控除の確認

- ☐ 申告された社会保険料は、国民年金や国民健康保険の保険料など社会保険料控除の対象となるものですか。
- ☐ 給与の支払を受ける人(所得者)自身又はその人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で、かつ、給与の支払を受ける人(所得者)自身が支払ったものですか。
- ☐ 未払のものや、翌年以降分で本年中に前払したものが含まれていませんか。

(1) 社会保険料控除

社会保険料とは、次のものをいいます。

① 健康保険の保険料	
② 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税	
③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料	
④ 介護保険法の規定による介護保険料	
⑤ 雇用保険の被保険者として負担する労働保険料	
⑥ 国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者の掛金	
⑦ 農業者年金の保険料	など

(2) 給与から差し引かれる社会保険料

給与から差し引かれる健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料などは、給与の支払者が控除額を計算しますので、この申告書に含めて申告する必要はありません。

(注) 学生である子など、所得者本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものも控除できますので、申告漏れのないよう注意してください。

(3) 前納保険料

翌年以降分を本年中に一括して支払ったいわゆる「前納保険料」については、次の算式によって計算した金額が、本年中に支払った社会保険料として控除の対象となります。

$$\begin{array}{c} \text{前納保険料の総額} \\ \text{(割引があるときは} \\ \text{割引後の金額)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{前納保険料についての本年中に} \\ \text{到来する納付期日の回数} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{前納保険料についての} \\ \text{納付期日の総回数} \end{array}}$$

ただし、前納の期間が1年以内のもの及び法令に一定期間前納できる規定があり、その規定に基づいて前納したものについては、給与の支払を受ける人（所得者）がその全額を申告書に記載して提出したときは、その全額を控除して差し支えありません。

(4) 証明書類の添付

所得者本人が支払った国民年金の保険料と国民年金基金の掛金は、支払った証明書類を申告書に添付又は提示する必要がありますが、その他の社会保険料は必要はありません。

✓ 実務のポイントⅢ - 21 / 小規模企業共済等掛金控除の確認

- ☐ 給与の支払を受ける人（所得者）自身が本年中に支払ったものですか
（※前納掛金については、社会保険料の場合と同じ取扱いとなります）。
- ☐ 前納減額金がある場合には、その金額が差し引かれていますか。
- ☐ 本人が直接支払ったものについて、その証明書類が添付されていますか。

(1) 小規模企業共済等掛金

小規模企業共済等掛金とは、次のものをいいます。

- | |
|--|
| ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約（旧第2種共済契約を除きます）に基づいて支払った掛金 |
| ② 確定拠出年金法に基づく企業型年金又は個人型年金の加入者掛金
（注）給与から控除されるものは給与から控除される社会保険料に含めます。 |
| ③ 地方公共団体の行う心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えたものの掛金 |

(2) 前納保険料

前頁「実務のポイントⅢ - 20（3）」を参照してください。

(3) 証明書類の添付

小規模企業共済等掛金について、①給与から控除されるものは社会保険料控除に含めて控除しますが、②本人が直接支払うものは申告書に支払ったことの証明書類を添付して控除することになっています。

✓ 実務のポイントⅢ - 22 / 生命保険料控除の確認

- ☐ 保険金の受取人は、給与の支払を受ける人（所得者）本人又はその人の配偶者やその他の親族となっていますか。
- ☐ 申告された保険料は所得者本人が支払ったものですか。
- ☐ 保険料は、本年中に支払ったものですか。
- ☐ 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合に、その剰余金等の額が控除されていますか。
- ☐ 支払った保険料の証明書類は保険料の金額の多寡にかかわらず（一般の旧生命保険料については支払った保険料等が 9,000 円超について）添付されていますか。
- ☐ 控除額は正しく計算されていますか。

（１）生命保険料控除の対象となる生命保険料

生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、次のような生命保険契約等に基づいて本年中に支払った保険料や掛金で、所得者本人が支払ったものをいいます。また、保険料は「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分され、さらに「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」は、平成 24 年 1 月 1 日以後に契約した「新保険料」と平成 23 年 12 月 31 日以前に契約した「旧保険料」に区分して控除額を計算します。

- | |
|---|
| ① 生命保険会社又は外国生命保険会社等と締結した保険契約のうち、生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（外国生命保険会社等を締結した保険契約については国内で締結したものに限りです） |
| ② 廃止前の簡易生命保険法第 3 条に規定する簡易生命保険契約のうち、生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの |
| ③ 農業組合等一定の組合等と締結した生命共済契約等のうち、生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの |
| ④ 確定給付企業年金に係る規約又は適格退職年金契約 |
| ⑤ 生命保険会社、外国生命保険会社等、損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等を支払ったことなど医療費等支払事由に起因して保険金等が支払われるもの |

（２）証明書類等の添付

証明書類又は電磁的記録印刷書面の添付は、旧生命保険料については本年中に支払った一契約の保険料又は掛金の金額が 9,000 円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料については、金額の多寡にかかわらず全てのものについて必要となります。

支払った保険料がいずれの生命保険料控除の対象となるかの判定は、実務上は証明書類の表示を確認して行うことになります。

(3) 生命保険料控除額の計算

「保険料控除申告書」に記載されている生命保険料の控除額が、保険料の証明書類に記載された内容に従って一般の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料の区分ごとに、それぞれ正しく計算されているかどうかを確かめます。

生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額(①、②、③のうち最も大きい金額)、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額(④、⑤、⑥のうち最も大きい金額)の合計額となります。

なお、一般の生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料の控除額は12万円が限度となります。

保険料の区分		控 除 額
一般の生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除きます)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(①)
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除きます)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(②)
	(3) 支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記①及び②の金額の合計額(最高4万円)(③)
介護医療保険料		計算式Ⅰに当てはめて計算した金額
個人年金保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除きます)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(④)
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除きます)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(⑤)
	(3) 支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記④及び⑤の金額の合計額(最高4万円)(⑥)

[計算式Ⅰ（新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合）]

支払った保険料等の金額	控 除 額
20,000 円以下	支払った保険料等の金額の全額
20,001 円以上 40,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{2} + 10,000$ 円
40,001 円以上 80,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{4} + 20,000$ 円
80,001 円以上	一律に 40,000 円

[計算式Ⅱ（旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合）]

支払った保険料等の金額	控 除 額
25,000 円以下	支払った保険料等の金額の全額
25,001 円以上 50,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{2} + 12,500$ 円
50,001 円以上 100,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{4} + 25,000$ 円
100,001 円以上	一律に 50,000 円

※ 計算式Ⅰ及びⅡの控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

☒ 実務のポイントⅢ - 23 / 地震保険料控除の確認

- ☐ 給与の支払を受ける人（所得者）本人又はその人と生計を一にする配偶者やその他の親族が所有して常時居住している家屋や生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的としていますか。
- ☐ 申告された地震等損害部分の損害保険料は、所得者本人が支払ったものですか。
- ☐ 剰余金の分配や割戻金の割戻しなどは差し引かれていますか。
- ☐ 支払った保険料の証明書類は添付されていますか。

（1）地震保険料控除の対象となる地震保険料

地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、損害保険会社等と締結した地震等損害により居住する家屋や生活に通常必要な家財について生じた損失を補てんする保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料や掛金で所得者本人が支払ったものをいいます。

（2）旧長期損害保険契約等

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（以下「旧長期損害保険契約等」といいます）の保険料又は掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます）を支払った場合には、一定の金額について地震保険料控除の対象に含めることができます。

(3) 証明書類等の添付

証明書類又は電磁的記録印刷書面の添付は、金額の多寡にかかわらず全てのものについて必要となります。

(4) 地震保険料控除額の計算

地震保険料控除額の計算は次によります。

	支払った保険料等の区分	支払った保険料等の金額		地震保険料の控除額
A	地震保険料等に係る契約の全てが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—	—	その年中に支払った地震保険料の金額の合計額 (最高 5 万円)
B	地震保険料等に係る契約の全てが旧長期損害保険契約に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000 円以下	その合計額
			10,001 円以上 20,000 円以下	$\left[\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right] \times \frac{1}{2} + 5,000 \text{ 円}$
			20,001 円以上	一律に 15,000 円
C	AとBがある場合	A、Bそれぞれ計算した金額の合計額	50,000 円以下	その合計額
			50,001 円以上	一律に 5 万円

7 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の提出・記載内容の確認



✓ 実務のポイントⅢ - 24 / 申告書の提出等

- ☐ 「住宅借入金等特別控除申告書」は、年末調整をする時までに提出を受けていますか。
- ☐ 金融機関等が発行した「証明書」が添付されていますか。

「住宅借入金等特別控除申告書」の記載内容の確認

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける最初の年分は確定申告によらなければなりません。その後の年分については、年末調整の際に控除を受けようとする人から提出された「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「住宅借入金等特別控除申告書」といいます)に基づいて控除を行うことができることになっています。このため、年末調整の時までに控除を受けようとする人から所要事項を記載した「住宅借入金等特別控除申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

なお、「住宅借入金等特別控除申告書」には、次に掲げる証明書の添付が必要です。

- | |
|--|
| ① その人の住所地の税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」(以下「控除証明書」といいます) |
| ② 借入等を行った金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は「電磁的記録印刷書面」(以下「年末残高等証明書」といいます) |

控除証明書は「住宅借入金等特別控除申告書」の下部に記載されており、記載された証明事項に基づいて、同申告書の申告欄により住宅借入金等特別控除の額を計算します。

イ 証明事項④～⑩は、住宅等の新築や購入について、居住開始年月日と適用される控除の区分(特定取得、特別特定取得等)、家屋や土地に関する事項等が記載されます。

ロ 証明事項⑦～⑨は増改築等について、居住開始年月日等が記載されます。

(注) 令和2年分の年末調整から、住宅借入金等特別控除に係る年末残高証明書等について、勤務先へ電子データにより提供できるなど年末調整手続の電子化が実施されました。電子データによる控除を受けようとする人は金融機関等から年末残高証明書等を、給与の支払者はその人から住宅借入金等特別控除申告書等を電子データにより受領するシステムを準備する必要があります。

「令和3年分 年末調整のしかた(国税庁HP)」

(102頁/給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例)



✓ 実務のポイントⅢ - 25 / 内容の確認

- ☐ 住宅の取得者と「住宅借入金等特別控除申告書」を提出する者（氏名・住所）が同一ですか。
- ☐ その住宅に入居後年末まで引き続いて「住宅借入金等特別控除申告書」を提出する者が居住していますか。
- ☐ 給与の支払を受ける人（所得者）自身の合計所得金額が一定額以下となっていますか。

(1) 住宅借入金等特別控除

① 一般の住宅の取得等の場合（本則）

個人が国内において、一定の居住用家屋の新築、新築住宅や既存住宅の取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます）をして、これらの家屋又は増改築部分を平成 24 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日（新型コロナ税特法の適用を受ける場合は令和 4 年 12 月 31 日）までの間にその人の居住の用に供した場合（住宅の取得等をした日（新型コロナ税特法の適用を受ける場合には増改築等の日）から 6 か月以内に居住の用に供した場合に限ります）に、その人がその住宅の取得等のための一定の借入金又は債務（以下「住宅借入金等」といいます）を有するときは、その居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」といいます）以後 10 年間の各年（その年の 12 月 31 日（死亡した場合はその死亡の日）まで引き続き居住の用にしている場合に限ります）のうち、合計所得金額が 3,000 万円（新型コロナ税特法の特例特別特例取得の場合は 1,000 万円）以下である年について、その住宅借入金等の年末残高に応じて一定の控除率により算出された住宅借入金等特別控除額をその年分の所得税の額から控除することができます。

また、その住宅の取得等に係る対価等の額又は費用の額に含まれる消費税額等（地方消費税を含みます）が 10%の税率により課される住宅の取得等（以下「特別特定取得」といいます。[38 頁／注 2 参照]）をし、かつ、その取得等した家屋を令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日（新型コロナ税特法の適用を受ける場合は令和 4 年 12 月 31 日）までの間にその者の居住の用に供した場合には控除期間の特例として、11 年目から 13 年目までの各年において次のイ又はロいずれか少ない金額が控除されます。

イ 住宅借入金等の年末残高（4,000 万円を限度）× 1 %

ロ [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等]（4,000 万円を限度）× 2 % ÷ 3

② 控除額の特例

平成 19 年分以後の所得税の国税（所得税）から地方税（個人住民税）への税源移譲に伴い、平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した人について、上記①との選択により控除期間を居住年以後 15 年とする特例が設けられています。

③ 認定住宅の新築等の場合

個人が一定の認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の取得（以下「認定住宅の新築等」といいます）をして、平成24年1月1日（認定低炭素住宅については平成24年12月4日）から令和3年12月31日（新型コロナ税特法の適用を受ける場合は令和4年12月31日）までの間にその人の居住の用に供した場合、その人がその認定住宅の取得等のための住宅借入金等を有するときは、上記①との選択により別の控除率を適用する特例が設けられています。

また、特別特定取得に該当する認定住宅の取得等をし、令和元年10月1日から令和2年12月31日（※新型コロナ税特法の適用を受ける場合は令和4年12月31日）までの間に居住の用に供した場合、11年目から13年目までは控除期間の特例が適用されます。

[令和3年分の年末調整の対象（令和2年12月31日居住開始分まで）となる住宅の取得等]

A：2,000万円以下の部分の金額

D：3,000万円超4,000万円以下の部分の金額

B：2,000万円超2,500万円以下の部分の金額

E：4,000万円超5,000万円以下の部分の金額

C：2,500万円超3,000万円以下の部分の金額

住宅を居住の 用に供した日	控 除 期 間		住宅借入金等の年末残高に 乗ずる控除率					各年の 控除 限度額	
			A	B	C	D	E		
H19.1.1～ H19.12.31	控除額 の特例	11～15年目	0.4%		—			10万円	
H20.1.1～ H20.12.31	控除額 の特例	11～15年目	0.4%	—				8万円	
H24.1.1 （認定低炭素住 宅に係るものは H24.12.4）～ H24.12.31	本則	10年間	1.0%			—		30万円	
	認定 住宅	10年間	1.0%				—	40万円	
H25.1.1～ H26.3.31	本則	10年間	1.0%	—				20万円	
	認定 住宅	10年間	1.0%			—		30万円	
H26.4.1 （特別特定取得に 係るものは令和元 年10月1日）～ R2.12.31※	本則	特定取得	10年間	1.0%				—	40万円
		特別特定取得	1～10年目						
		特定取得以外	10年間	1.0%	—			20万円	
	認定 住宅	特定取得	10年間	1.0%					50万円
		特別特定取得	1～10年目						
		特定取得以外	10年間	1.0%			—		30万円

(注) 1 「特定取得」とは、個人の住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。以下同じです）が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。

2 「特別特定取得」とは、個人の住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。

3 控除額の100円未満の端数は切り捨てます。

(2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除

高齢者等居住改修工事等、断熱改修工事等又は多世帯同居改修工事等を行い、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間にその住宅を居住の用に供した場合、住宅借入金等特別控除と上記(1)との選択により居住年から5年間は次の表のとおり特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

[令和3年分の年末調整の対象(令和2年12月31日居住開始分まで)となる高齢者等居住改修工事等]

住宅を居住の用に供した日	控除期間	区 分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額
H29.1.1～R2.12.31	5年	① 高齢者等居住改修工事等、断熱改修工事等及び多世帯改修工事等に係る費用	1,000万円	1.0%	12.5万円(※2)
		② うち高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等に係る費用	250万円(※1)	2.0%	

(注) 1 年末残高の限度額は①と②の合計で1,000万円となります。

2 特定取得でない場合、(※1)は200万円、(※2)は12万円となります。

(3) 住宅の取得等をした人が引き続き居住の用に供していると認められる場合

(特定増改築)住宅借入金等特別控除の適用は、その住宅等を取得等した人が、その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していることが要件とされていますが、次に掲げる場合には、その人が引き続き居住の用に供しているものとして控除を適用することができます。

- ① その人が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その人と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、そのやむを得ない事情が解消した後はその人が共にその家屋に居住することと認められる場合
- ② その家屋を居住の用に供した日の属する年以後10年(特定の場合は15年)以内に、災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその人がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があった場合

(4) 再居住した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用又は再適用

住宅の取得等及び認定住宅の新築等をして居住の用に供した人が、勤務先からの転任命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由(以下「転任命令等」といいます)に起因してその家屋に居住しなくなった場合であっても、再びその家屋を居住

の用に供した場合には、一定の要件・手続の下で、再居住した年以後の年分について（特定増改築等）住宅借入金等特別控除が受けることができます。

（５）二以上の住宅取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額

住宅の取得等をして、その住宅借入金等について住宅借入金等特別控除の適用を受けている期間中、その家屋について増改築等を行ってその増改築等に係る住宅借入金等を有することとなった又は二以上の住宅の増改築を行った場合には、その増改築等に係る住宅借入金等についても重複して住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

この場合の控除額は、異なる住宅の取得等ごとの住宅借入金等特別控除額の合計額となりますが、その異なる住宅の取得等について適用される控除限度額のうち、最も高い金額とするなど控除の上限額が設けられています。

（６）災害により居住の用に供することができなくなった場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の継続適用

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋が災害により居住の用に供することができなくなった場合、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年について一定の要件を満たす場合には、引き続き（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

（７）東日本大震災特例法による住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例

- ①（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた人がその居住の用に供していた家屋について、東日本大震災によって被災したことにより居住の用に供することができなくなった場合において、住宅借入金等を有するときは、残りの適用期間について引き続き住宅借入金等特別控除を受けることができます。
- ② 東日本大震災によって自己の居住する家屋が被災したことにより居住の用に供することができなくなった人が令和３年１２月３１日（新型コロナ税特法の適用を受ける場合は令和４年１２月３１日）までの間に住宅の再取得等をして居住の用に供した場合には、その再取得のための再建住宅借入金等について、上記（１）との選択により再建住宅借入金等について控除額を１.２％とする控除額の特例を受けることができます。

（８）住宅借入金等の年末残高の確認

住宅借入金の残高は「年末残高証明書」により確認しますが、次の場合には、それぞれ次の算式により残高を計算します。

① 連帯債務による住宅借入金等

連帯債務による住宅借入金等がある場合には、年末残高証明書「備考」欄に連

帯債務者の氏名が記載されますので、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇〇〇円のうち〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所、氏名や勤務先等を記入してもらいます。

この場合、控除を受ける人が負担すべき年末残高は、次の算式により計算した額となります。

連帯債務による 住宅借入金等の 年末残高(円)	×	控除を受ける人が 負担すべき 割合(%)	=	連帯債務による住宅借入金等の 年末残高のうち控除を受ける人が 負担すべき部分の年末残高(円)
-------------------------------	---	----------------------------	---	--

② 住宅借入金等の借換え

住宅借入金等について一定の借換えをした場合には、借換えによる新たな住宅借入金等も控除の対象とされますが、新たな住宅借入金等の当初金額が借換え直前の前の住宅借入金等の残高を上回っている場合には、その借換えをした年分以後の住宅借入金等の年末残高は次の算式により計算した額となります。

本年の住宅借入金等 の年末残高	×	$\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$
--------------------	---	---

(注) 残高証明書の「住宅借入金の金額・当初金額」欄の借入年が控除証明書の「居住開始年」と異なる場合には注意してください。

(9) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除が適用できない場合

次のような場合には(特定増改築等)住宅借入金等特別控除はできません。

- ① 特別控除の適用を受けようとする者が、住宅を居住の用に供した日以後、その年の12月31日まで、引き続き居住の用に供していないとき(上記(3)から(7)に該当する場合を除きます)。
- ② 住宅借入金等特別控除の適用を受けた人が、その居住の用に供した年の翌年以後3年以内(令和2年3月31日以前に資産を譲渡した場合は翌年又は翌々年)にその居住用家屋やその敷地の用に供されている土地以外の所定の資産を譲渡して、居住用財産の譲渡所得の課税の特例などの適用を受けることとなったとき。

IV

令和 3 年分年税額の計算

給与の支払を受ける人（所得者）一人一人の所得控除と税額控除の確認が終了したら、次に、令和 3 年分の給与の総額について納付しなければならない年税額（年調年税額）を計算することになります。

✓ 実務のポイントⅣ-1 / 給与の収入の確定の時期

- ☐ 年末調整の対象となる給与は、未払分を含め、その年に収入が確定したもののすべてです。

給与所得の収入についてその収入することが確定する時期は、給与の支給態様等により次のように定められています。したがって、以下に掲げる日が本年中に到来する給与については、本年分の年末調整の対象とする必要があります。

① 契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与	その定められた支給日
② 支給日が定められていない給与	その支給を受けた日
③ 役員に対する賞与のうち、株主総会の決議等によりその算定の基礎となる利益に関する指標の数値が確定し支給金額が定められるものその他利益を基礎として支給金額が定められるもの	その決議等があった日。ただし、その決議等が支給する金額の総額を定めているだけで、各人ごとの具体的な支給金額を定めていない場合には、各人ごとに支給金額が具体的に定められた日
④ 給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため、既往の期間に対応して支給する新旧給与の差額	その支給日が定められているものについてはその支給日。その支給日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日
⑤ いわゆる認定賞与	その支給日があらかじめ定められているものについてはその定められた支給日。その日が定められていないものについては現実にその支給を受けた日（その日が明らかでない場合には、その支給が行われたと認められた事業年度の終了の日）

☒ 実務のポイントⅣ-2／給与の総額と徴収税額の集計

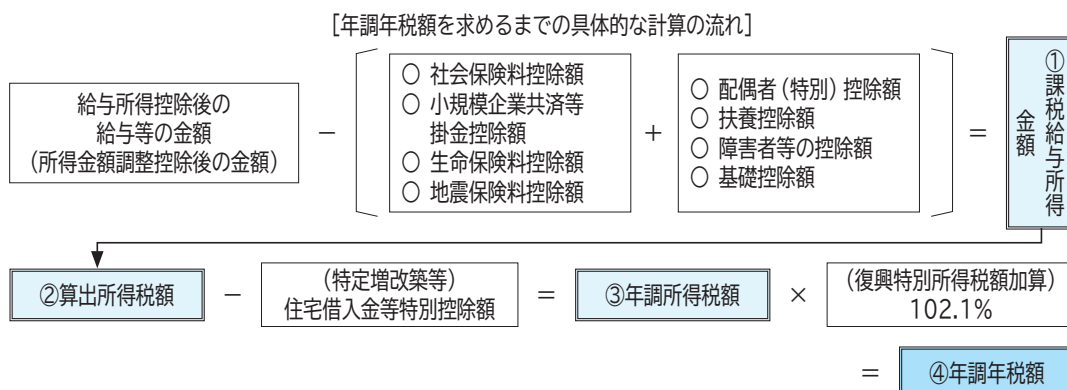
- ☐ 本年分の給与で未払となっているものも集計されていますか。
- ☐ いわゆる現物給与や認定賞与などの金額が集計されていますか。
- ☐ 前年分の給与で本年中に支払ったものは集計から除外されていますか。
- ☐ 年途中で就職した人で前職のある人については、その前職の給与が集計されていますか。
- ☐ 前職の給与が明らかでないときは、年末調整をすることはできません。

年税額（年調年税額）の計算に際しては、まず、給与の支払を受ける人（所得者）一人一人について、年末調整の対象となる給与の総額と毎月（毎日）の給与から徴収した税額の合計額とを求めることになります。この場合、給与の総額の集計に当たっては、本年中に確定した現金支給の給与だけでなく、食事の支給や各種保険料の使用者負担などの現物給与で課税されたもののほか、臨時の手当、あるいは、いわゆる認定賞与とされるものについても、誤りなく集計する必要があります。また、年途中で就職した人で前職のある人については、その前職の給与とその給与から徴収された税額についても、この集計に含めることになります。

☒ 実務のポイントⅣ-3／年調年税額の計算

- ☐ 給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求め、所得金額調整控除の適用がある場合は所得金額調整控除額を控除した後の金額となります。
- ☐ 「課税給与所得金額」は、上記により求めた金額から諸控除を差し引いて求めます。
- ☐ 算出所得税額は、「年末調整のための算出所得税額の速算表」によって求めます。
- ☐ 年調所得税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した残額です。
- ☐ 年調年税額は、年調所得税額に復興特別所得税の税率を加算した金額となりますが、具体的には年調所得税額に102.1%を乗じて求めた金額になります。

具体的な年調年税額の計算は次図のように、①課税給与所得金額の計算、②算出所得税額の計算、③年調所得税額の計算、④年調年税額の計算の順で行うことになります。



(1) 課税給与所得金額の計算

まず、前記「実務のポイントⅣ－２」（４３頁）により集計して求めた給与の総額を「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて給与所得控除後の給与等の金額を求めます。所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除額を控除した後の金額となります。そして、内容の確認が終わった次の控除額を集計し、この合計額を給与所得控除後の給与等の金額（所得金額調整控除後の金額）から控除して課税給与所得金額を求めます。

「令和３年分 年末調整のしかた（国税庁HP）」

（７６～８４頁／令和３年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表）



- ① 社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額及び地震保険料控除額
- ② 配偶者控除額又は配偶者特別控除額
- ③ 扶養控除額、障害者控除額、ひとり親控除額、寡婦控除額及び勤労学生控除額の合計額
- ④ 基礎控除額

なお、給与所得控除後の給与等の金額は、法令上「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めますが、下表の「給与所得金額の計算方法」により、計算することもできます。

〔給与所得金額の計算方法〕

給与の収入金額①		給与所得の金額
円以上	円以下	
1	550,999	0円
551,000	1,618,999	①－550,000円
1,619,000	1,619,999	1,069,000円
1,620,000	1,621,999	1,070,000円
1,622,000	1,623,999	1,072,000円
1,624,000	1,627,999	1,074,000円
1,628,000	1,799,999	①：①÷４（千円未満切捨て）＝②⇒②：②×２.４＋１００,０００円
1,800,000	3,599,999	①：①÷４（千円未満切捨て）＝②⇒②：②×２.８－８０,０００円
3,600,000	6,599,999	①：①÷４（千円未満切捨て）＝②⇒②：②×３.２－４４０,０００円
6,600,000	8,499,999	①×９０％－１,１００,０００円
8,500,000以上		①－１,９５０,０００円

(2) 算出所得税額の計算

(1) により求めた課税給与所得金額に応じ、下表の「年末調整のための算出所得税額の速算表」の算式に従って算出所得税額を求めます。この場合、課税給与所得金額に千円未満の端数があるときは、その千円未満の端数を切り捨てた上でこの算式を適用します。

〔年末調整のための算出所得税額の速算表〕

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5%	—	$A \times 5\%$
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	10%	97,500 円	$A \times 10\% - 97,500 \text{ 円}$
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	20%	427,500 円	$A \times 20\% - 427,500 \text{ 円}$
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	23%	636,000 円	$A \times 23\% - 636,000 \text{ 円}$
9,000,000 円超 18,000,000 円以下	33%	1,536,000 円	$A \times 33\% - 1,536,000 \text{ 円}$
18,000,000 円超 18,050,000 円以下	40%	2,796,000 円	$A \times 40\% - 2,796,000 \text{ 円}$

(注) 1 課税給与所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切捨てます。

2 課税給与所得金額が 18,050,000 円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

(3) 年調所得税額の計算

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記 (2) で求めた算出所得税額がそのまま年調所得税額となります。

また、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける人については、上記 (2) で求めた算出所得税額から (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を控除して年調所得税額を求めることになりますが、上記で求めた算出所得税額よりも (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額のほうが多い場合は、その控除額はその算出所得税額の範囲にとどめ、年調所得税額は「0」と記入して控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

(4) 年調年税額の計算

(3) で求めた年調所得税額に復興特別所得税額 (税率 2.1%) を加算して求めますが、具体的には年調所得税額に 102.1% を乗じた額が年調年税額になります。

V

徴収税額との精算

本年分の給与所得に対する年調年税額の計算が終了したら、その年調年税額と本年分の毎月（毎日）の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。

✓ 実務のポイントV-1／不足額の徴収

- ☐ 不足額とは、令和3年分年調年税額が本年中に徴収した税額の合計額よりも多い場合のその差額のことをいいます。
- ☐ 不足額は年末調整をする本年最後の給与から徴収します。

不足額は、原則として年末調整をする月分の給与から徴収しますが、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与から徴収します。また、12月分の給与から不足額を徴収すると税引手取額が極端に少なくなる場合には、年末調整を行う時まで、税務署長に対し「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を提出し、承認を受けることにより、不足額を翌年1月と2月の給与の支払の際に繰り延べて徴収することができます。

✓ 実務のポイントV-2／過納額の還付

- ☐ 過納額とは、本年中に徴収した税額の合計額が令和3年分年調年税額よりも多い場合のその差額のことをいいます。
- ☐ 過納額は、給与の支払者が12月分として納付する全体の源泉徴収税額から控除して還付し、還付しきれない過納額は翌年に納付する源泉徴収税額から順次控除して還付します。

過納額は、次により還付します。

(1) 給与の支払者から還付する場合

- ① 給与の支払者は、その過納額について年末調整を行った月分（通常は12月分、納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分）として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬、料金に対する源泉徴収税額」（以下「給与・弁護士報酬等の源泉徴収税額」といいます）のうちから差し引き、過納となった人に還付します。

したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した税額を差し引いた残額を納付することになります。

- ② 年末調整を行った月分の源泉徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する月分の「給与・弁護士報酬等の源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。

(2) 税務署から還付する場合(給与の支払者が還付できない場合)

- ① 次の場合のように、給与の支払者が納付する「給与・弁護士報酬等の源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかであるため、給与の支払者のところでは過納額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接還付することになります。

イ 解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
ロ 徴収して納付する税額が全くなかったため過納額の還付ができなくなった場合
ハ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった月の翌月から2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合

- ② 上記①のいずれかに該当する場合には、給与の支払者は、各人ごとの過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」を作成し、各人の「所得税源泉徴収簿」の写しと「過納額の請求及び受領に関する委任状(連記式)」とをこれに添付して、所轄税務署に提出します。

なお、過納額を令和4年分に繰り越して還付するときは、令和4年分の「所得税源泉徴収簿」の写しも併せて提出してください。

また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができない人の分については、税務署から過納となった人に直接還付することになりますので「年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」は用紙を別にして作成してください。

VI 年末調整の再調整

✓ 実務のポイントVI／年末調整の再調整

- 年末調整が終了した後に、給与の追加支給などがあった場合には、年末調整の再調整が必要となります。

年末調整後に給与の追加支給があった場合のほか、次のような場合にも年末調整の再調整を行います。

- ① 年末調整後に控除対象扶養親族等の数に異動があった場合
- ② 年末調整後に保険料を支払った場合

ただし、翌年になってから給与規程が改訂され、本年にさかのぼって追加支給がされる給与は、翌年の所得となりますから、本年分の年末調整の再調整の必要はありません。

また、年末調整後における控除対象扶養親族等の増加や保険料の払込みによる年末調整の再調整は、源泉徴収票を交付した後においては行うことはできません。この場合には、給与の支払を受ける人（所得者）本人が確定申告により税額の精算をすることとなりますので注意してください。

令和 3 年分

わかりやすい 年末調整実務のポイント

令和 3 年 10 月 発 行

執 筆 税理士 杉尾 充茂

発 行 公益財団法人 全国法人会総連合
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町 5-6
FAX 03 (3357) 6682

